

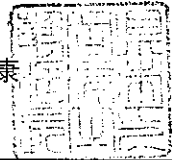


沼津市告示第 224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する旨、同法第9条の5第2項及び第260条第2項並びに静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成23年11月8日

沼津市長 栗原 裕 康



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
内浦小海字西ヶ洞82番1の南側に接する道路敷、内浦小海字中ノ洞30番36並びに内浦小海字峯下22番19及び22番53の地先公有水面埋立地 7, 319. 22平方メートル	内浦小海字中ノ洞